

公立大学法人山梨県立大学授業料等に関する規程

(平成22年4月1日制定 法人第5201号)

(趣旨)

第1条 この規程は、山梨県立大学学則第38条及び山梨県立大学大学院学則第34条の規定に基づき授業料、入学料及び入学検定料（以下「授業料等」という。）に関し、必要な事項を定める。なお、公立大学法人山梨県立大学（以下「本学」という。）における授業料その他の費用に関しては、他に別段の定めのあるものほか、この規程の定めるところによる。

(授業料等)

第2条 本学に入学しようとする者にあっては入学検定料を、本学に入学を許可された者にあっては入学料を、本学に入学した者にあっては授業料を納付しなければならない。

2 前項の授業料等の額は、別表に掲げるとおりとする。

(授業料の徴収)

第3条 学部学生、大学院学生及び研究生（第4条及び第5条において「学生等」という。）の授業料は、毎年度前期及び後期の2期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあっては5月、後期にあっては11月に銀行口座振替によって徴収するものとする。ただし、理事長が必要と認める場合にあっては、銀行振込によって徴収ができるものとする。

3 科目等履修生及び特別聴講学生（以下この項において「履修生等」という。）の授業料は、当該履修生等が履修しようとする授業の履修が認められた月に全額を徴収するものとする。

(授業料の徴収猶予)

第3条の2 理事長は、特別の事情により授業料の徴収が困難であると認める者及びその他特に必要があると認める者に対しては、授業料の徴収を猶予することができる。

2 授業料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(復学等の場合における授業料の額及び徴収の特例)

第4条 前期又は後期の中途において復学又は転学（以下この条において「復学等」という。）をした学生等から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

(退学する場合における授業料の額の特例)

第5条 山梨県立大学学則第5条第2項に規定する後期の始期（同条第3項の規定により変更があった場合は、変更後の始期）前に退学する学生等から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額とする。

(入学料の徴収)

第6条 入学料は、入学を許可するときに徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、本学大学院の修士課程又は博士前期課程を修了し、引き続き博士後期課程に入学しようとする者については、入学料は徴収しない。

3 第1項の規定にかかわらず、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部又は高等専門学校第3学年まで（以下「高等学校等」という。）に在学する者が科目等履修生として入学しようとする場合には、入学料は徴収しない。

（入学料の徴収猶予）

第6条の2 理事長は、特別の事情により入学料の徴収が困難であると認める者その他特に必要があると認める者に対しては、入学料の徴収を猶予することができる。

2 入学料の徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

（入学検定料の徴収）

第7条 入学検定料は、入学願書を受理するときに徴収する。

2 第2条第2項の規定にかかわらず、編入学、再入学又は転入学に係る学部学生に関する入学検定料の額は、30,000円とする。

3 出願書類等による選抜（以下この項及び次条において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項及び次条において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の学部学生に関する入学検定料の額については、第2条第2項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜については4,000円とし、第2段階目の選抜については13,000円とする。

4 第1項の規定にかかわらず、高等学校等に在学する者が科目等履修生として入学しようとする場合には、入学検定料は徴収しない。

（授業料等の不還付）

第8条 既に徴収した授業料、入学料及び入学検定料は、還付しない。ただし、次の場合においてはこの限りではない

（1）前条に規定する場合において、第1段階目の選抜で不合格となったときの、第2段階目の選抜に係る入学検定料

（2）理事長が、入学した年度の前期授業料の減免を決定した場合（家計が急変したことにより減免を決定した場合を除く。）の、減免を決定された者が納付した入学料

（証明手数料）

第9条 本学並びに山梨県立高等看護学院、山梨県立女子短期大学、山梨県立看護短期大学、山梨県立看護大学及び山梨県立看護大学短期大学部に在学していた者が証明を受けようとする場合は、証明手数料を納付しなければならない。

2 証明手数料の額は400円とする。

第10条 削除

（公開講座講習料）

第11条 本学が実施する公開講座を受講しようとする者は、公開講座講習料を納付しなければならない。

2 公開講座講習料の額の上限は、次のとおりとする。

（1）1講座当たりの時間数が5時間以下の場合 5,500円

（2）1講座当たりの時間数が5時間を超える場合 5,500円に5時間（5時

間未満の端数があるときは、これを5時間に切り上げた時間)当たり1,100円を加算した額

(授業料及び入学料の減免)

第12条 理事長は、特別の事情により授業料の納付が困難であると認める者その他特に必要と認める者に対しては、授業料を減免することができる。

2 理事長は、第6条の2第1項の規定により入学料の徴収を猶予されている者であって、特別の事情により入学料の納付が困難であると認める者その他特に必要と認める者に対しては、入学料を減免することができる。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、授業料等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年2月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

2 改正後の第6条第2項の規定は、令和3年4月1日以降の入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和4年1月31日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年10月7日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。

別表（第2条第2項関係）

区分		金額
入学検定料	学部学生	17,000 円
	大学院生	30,000 円
	専攻科学学生	18,000 円
	科目等履修生	9,800 円
	研究生	9,800 円
入学科	学部学生	入学の日1年前から引き続き山梨県に住所を有する者 282,000 円
		その他の者 470,000 円
	大学院生	入学の日1年前から引き続き山梨県に住所を有する者 282,000 円
		その他の者 470,000 円
	専攻科学学生	入学の日1年前から引き続き山梨県に住所を有する者 169,200 円
		その他の者 282,000 円
	科目等履修生	入学の日1年前から引き続き山梨県に住所を有する者 28,200 円
		その他の者 47,000 円
	研究生	入学の日1年前から引き続き山梨県に住所を有する者 84,600 円
		その他の者 141,000 円
授業料	学部学生	年額 535,800 円
	大学院生	年額 535,800 円
	専攻科学学生	年額 535,800 円
	科目等履修生	1単位につき 14,800 円
	高等学校等に在学する者に関する科目等履修生	1単位につき 7,400 円
	特別聴講生	1単位につき 14,800 円
	研究生	年額 356,400 円